

地域における給油所過疎対策への取組に関する調査

# 参 考 事 例 集

- No. 1 ゆの会<岡山県高梁市>
- No. 2 あば村運営協議会<岡山県津山市>
- No. 3 吉野地区の未来を考える会<岡山県勝央町>
- No. 4 生桑振興会<広島県安芸高田市>
- No. 5 川根振興協議会<広島県安芸高田市>
- No. 6 JAしまねいわみ中央地区本部<島根県浜田市>
- No. 7 作州かがみの森林組合<岡山県鏡野町>
- No. 8 有限会社トムミルクファーム<広島県東広島市>
- No. 9 西粟倉村<岡山県西粟倉村>

# No. 1 【任意団体を設立し住民主体でJAの給油所を運営】 ゆの会 <岡山県高梁市>

## 取組の経緯

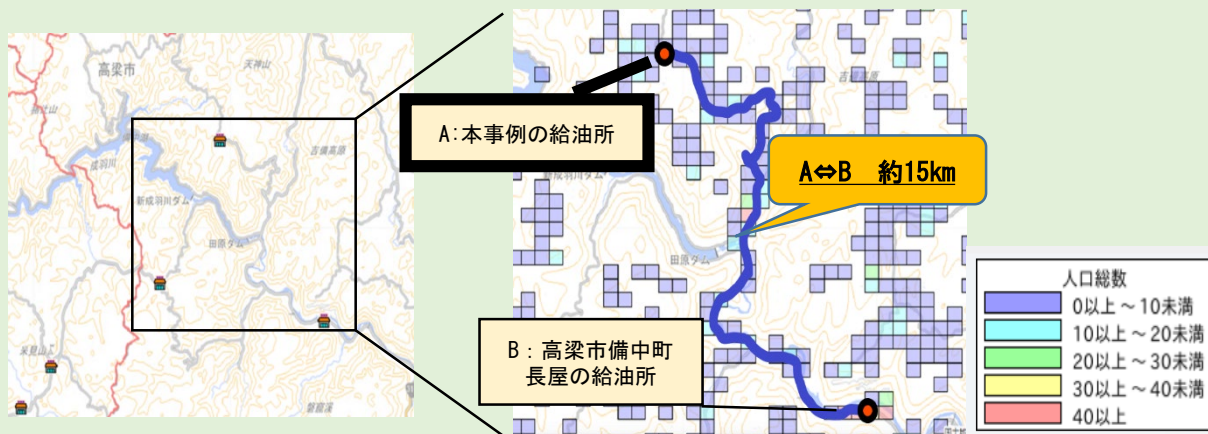
- ◆ 平成26年10月、給油所（JA）が翌年での閉鎖を決定
- ◆ 有志複数名による給油所存続に向けた協議中、JAから、団体に対してであれば施設を貸与できる、との意向
- ◆ 有志複数名を中心として団体設立に向けて検討を重ねた結果、任意団体「ゆの会」の設立に至り、住民からの出資を得た上で、給油所の運営を開始
- ◆ JAとの協議の結果、必要経費の大部分をJAが負担することとなり、必要経費を大きく削減

## ポイント

- ◆ 地域の有志複数名が主導した「ゆの会」の設立
  - 給油所を継続したいという有志複数名が中心となり、JAと協議・検討を重ねた結果、団体に対してであれば施設を貸与できるとされたことを受け、任意団体「ゆの会」が設立
- ◆ 既存の協議会を利用した会員募集及び出資金の協力依頼
  - 湯野地域コミュニティ協議会にて、各町内会長に対して、ゆの会設立の趣旨説明や給油所運営への協力依頼（出資金の募集）
  - 湯野地区は150戸のうち120戸が、隣接する西山地区でも10戸が出資
- ◆ JAとの協議により必要経費を最小限に抑制
  - JAが保有する地下タンクを無償で貸与
  - 当面は光熱水料や大きな改修費等をJAが負担
  - JAから仕入れている燃料について、JAの仕入れ単価でゆの会に卸すこととなり、安く仕入れることができています

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは約15kmを要する



※ 4分の1メッシュ単位で集計

- (注)1 当局の調査結果による。
- 2 本地図は、本事例の給油所が存続されなかった場合に、周辺住民の利便性に与える影響を視覚的に把握しやすくするため、当該給油所周辺の人口分布及び最寄りと思われる給油所までの経路を示したものである。  
なお、地図上のA地点は本事例の給油所の所在地を、B地点は本事例の給油所が存続されなかった場合の最寄りと思われる給油所を示している。
- 3 本地図は、国土地理院の淡色地図を当局が加工して作成
- 4 政府統計の総合窓口（e-Stat）において提供される「地図で見る統計（JSTAT MAP）」を利用し、平成27年国勢調査による人口総数を地域メッシュ単位で集計した結果を表示。
- 5 国土地理院の「地理院地図」（<https://maps.gsi.go.jp/>）を用いて、当該給油所から近隣の給油所までのおおよその距離を測定した。算出対象とした道路は、主に都道府県道以上（高速道路、国道、都道府県道）としたが、出発地・目的地周辺において該当する道路が存在しない場合は、それ以外の道路も算出対象とすることとした。
- 6 この（注）は、以下全ての事例に共通する事項とする。

取組の経緯

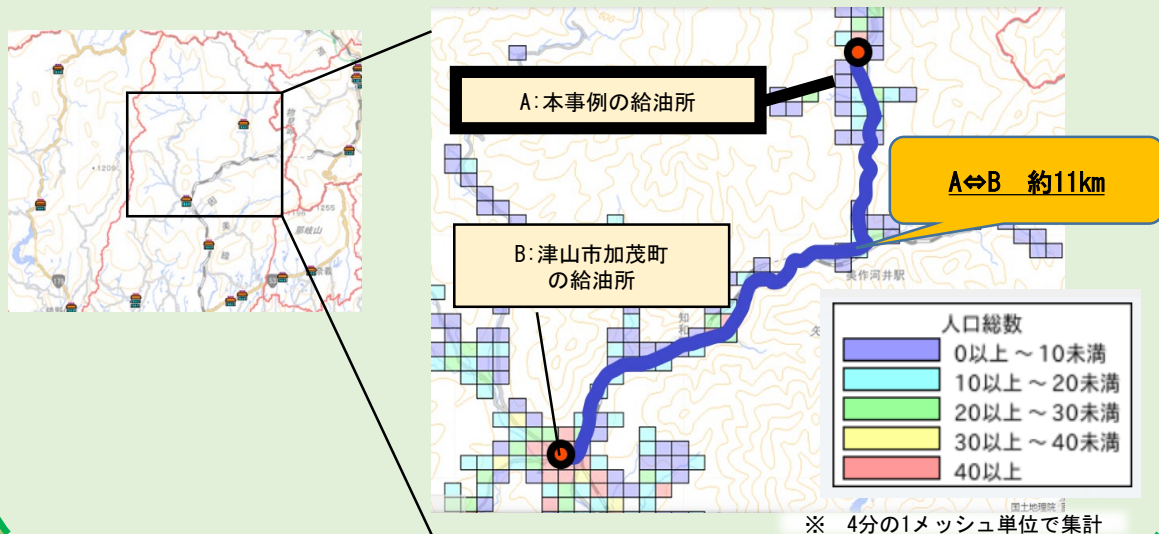
- ◆ 旧阿波村内に1か所しかない給油所（JA）が平成25年4月に給油所の閉鎖を決定
- ◆ 同年10月に島根県中山間地域研究センターとの協働により住民主体で経営が可能であるかを判断するための住民アンケートを実施
  - 約7割の住民が出資に賛同
  - 燃料費が少々高くても約7割の住民が買い支える意向あり
- ◆ 住民からの出資を経て、平成26年3月にあば村運営協議会内に合同会社あば村を設立し、同年6月から同社が給油所を運営（同時に給油所併設のJA事務所を「あば商店」として日用品等を販売）
- ◆ 運営にあたり、津山市や経済産業省の補助事業を活用

ポイント

- ◆ 住民アンケートの実施
  - 阿波地区が中国地方知事会の共同研究・共同事業のモデル地区に指定
  - 同事業の共同研究機関である島根県中山間地域研究センターの職員が住民アンケートの実施や結果の分析に積極的に関与
- ◆ 合同会社の設立
  - 住民が社員となり責任を負う形式であり、買い支えにつながり、登記費用も安く、決算が不必要等の理由から、合同会社を設立
  - 業務の中心となる社員を「執行社員」として位置付け、効率的な運営
- ◆ JAとの協議により給油所の運営に係る負担を軽減
  - 給油所施設の無償貸与を受けている
- ◆ 津山市の計画に給油所対策を位置付け
  - 津山市過疎地域自立促進市町村計画に給油所対策を位置付け、「小さな拠点整備運営事業」として、本事例の給油所に関する予算を確保し、主に油面計の設置費、商店の内装改修費、人件費の一部に充てた
- ◆ 商店の事業拡大
  - 経済産業省の補助事業により、保冷機能付き混載車両による日用品と灯油の同時配送や置き灯油の実証を開始
  - 地域の見守りを兼ねた御用聞きによる日用品配達や移動販売を開始
  - 大手チェーン店に加入し、低価格での仕入れや品数の増加を実現

本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは、約11kmを要する



## 取組の経緯

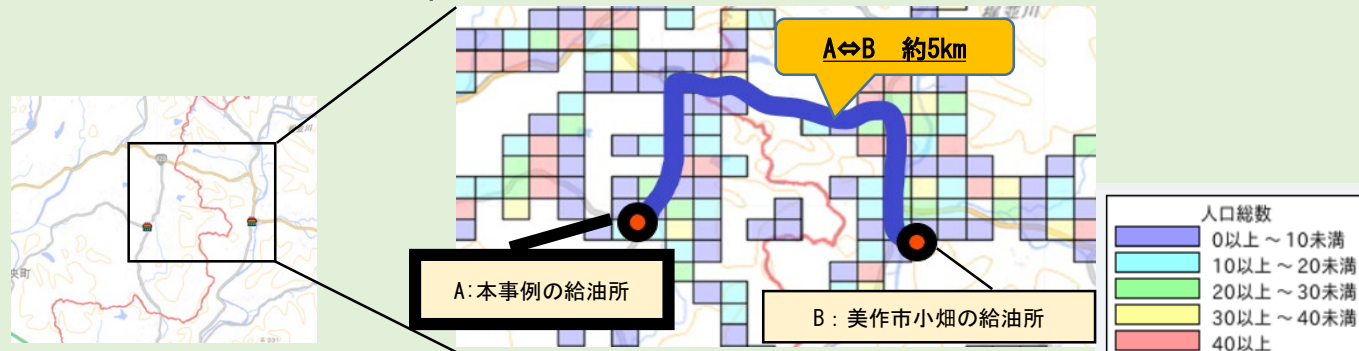
- ◆ 平成26年度に、給油所・店舗（JA）の閉鎖が決定したことから、これら跡地で事業を立ち上げるため、27年度に住民ニーズ把握のためのアンケート(1回目)を実施
- ◆ 平成29年6月に給油所・店舗の存続に向けた検討を行う「吉野地区の未来を考える会」（現：吉野地区の未来を創る会）を設置し、同年中に同会が中心となり、住民が吉野地区の将来をどのように考えているのか把握するアンケート(2回目)を実施
- ◆ 全2回のアンケート結果から、出資金の募集が決定
- ◆ 住民説明会を開き、出資金の募集について住民の理解を得て、平成30年7月に「一般社団法人よしの」を設立し、同年10月から地域住民を主体として運営を開始（店舗は改修完了後の平成31年4月下旬から運営開始）
- ◆ 勝央町が土地・施設の取得や整備を行い、社団法人が施設の貸与を受け給油所・店舗を運営

## ポイント

- ◆ 吉野地区の未来を考える会の設置
  - 区長、住民有志、大学講師、岡山県中山間地域協同支援センター、勝央町で構成し、それぞれの知識を生かして検討
  - 同会に給油所と店舗それぞれの部会を設置し、効率的に議論
- ◆ 住民アンケートにより給油所・店舗の運営可能性を把握
  - 2回の住民アンケートから、給油所・店舗の必要性、出資や買い支える意思の存在が確認できたため、出資金を募集し、「一般社団法人よしの」を設立することが決定
- ◆ 住民説明会において出資の協力依頼
  - 出資金募集に係る住民説明会を行った結果、約2か月後には、吉野地区だけでも全422戸のうち310戸分の出資金が集まった
- ◆ 勝央町による支援
  - 町は、住民の責任で給油所・店舗を運営するならバックアップするという考えのもと、土地・施設の購入、施設改修及び備品購入等を支援

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは、約5kmを要する



※ 4分の1メッシュ単位で集計

# No. 4 【コンソーシアム（共同事業体）の形成により給油所を運営】生桑振興会<広島県安芸高田市>

## 取組の経緯

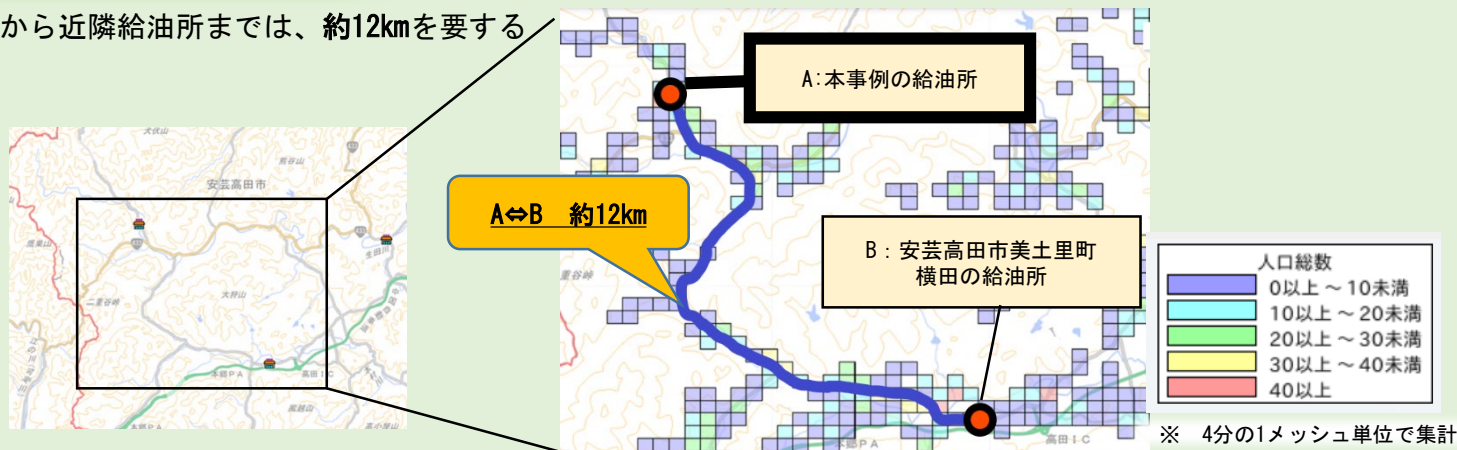
- ◆ 有限会社がJAからの受託により運営していた給油所・店舗を、**平成24年2月末で閉鎖**することを決定
- ◆ 任意団体である生桑振興会を中心として対応策を協議したところ、給油所は必要との結論
- ◆ 同振興会が給油所及び店舗の土地・施設を買い取るとともに、石油製品の安定供給について検討するため、**同振興会を代表とするコンソーシアムを形成**
- ◆ コンソーシアムの形成により、**補助金を活用して給油所の新設や店舗の改修**を実施
- ◆ **住民を出資者とする「株式会社ふれあい市」を設立**し、平成24年1月に給油所・店舗を「ふれあい市」（複合施設）として開店し、同社が運営

## ポイント

- ◆ **任意団体の主導による住民の合意形成及び株式会社の設立**
  - 生桑振興会が中心となり、給油所・店舗の引継ぎを主導
  - 住民の合意が形成され、住民出資や給油所・店舗を運営する株式会社の設立を経て、これらを継続運営
- ◆ **コンソーシアムの形成による補助事業の活用等**
  - 生桑振興会を代表とするコンソーシアム（安芸高田市、JA、有限会社（元経営者）で構成）を形成し、生桑地域複合型サービス・ステーション実証整備事業を実施
  - 本事業では、以下の補助事業により給油所の新設や店舗の改修を実施
    - i 経済産業省の補助事業（燃料供給不安定地域対策事業）
    - ii 安芸高田市の補助事業（特色ある地域づくり事業及び生桑地域複合型SS整備事業）
  - 本事業により、前経営者から新経営者に対する経営ノウハウの提供等、関係者同士の連携が強化され、石油製品の安定供給に向けた取組も推進

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは、約12kmを要する



# No. 5 【任意団体が地区住民の合意を得て給油所を運営】川根振興協議会<広島県安芸高田市>

## 取組の経緯

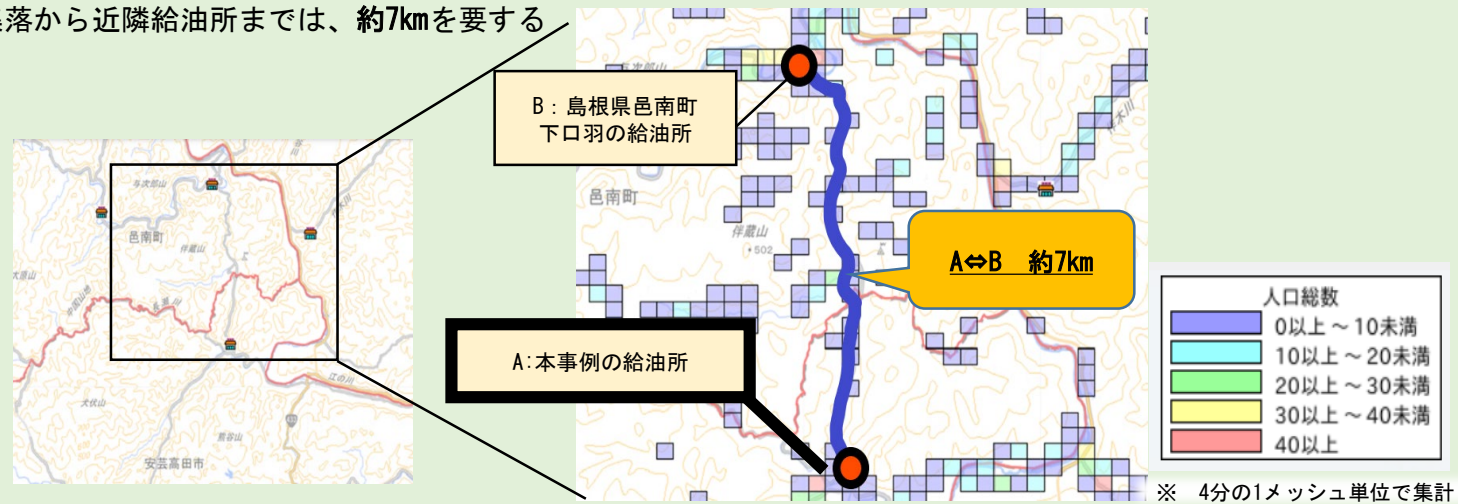
- ◆ 地区に1か所しかない給油所・店舗（JA）が平成11年中の閉鎖を決定
- ◆ 任意団体である川根振興協議会の会長が、給油所・店舗が閉鎖すれば、特に高齢者はこの地区で生活できなくなるなどの意識から、当時の高宮町（現安芸高田市）に給油所・店舗の引継ぎを打診
- ◆ 旧高宮町が同協議会、JA、全住民を集め、給油所・店舗の引継ぎについて協議
- ◆ 最終的に全世帯からの出資を得て、平成12年から同協議会が給油所・店舗を引き継ぎ、運営を継続
- ◆ 引継ぎ後も住民に対して継続的に買い支えを呼びかけ

## ポイント

- ◆ 任意団体の主導による住民の合意形成
  - 川根振興協議会が中心となり、給油所・店舗の引継ぎを主導
  - 住民の合意が形成され、全世帯からの出資や継続運営が実現
- ◆ 地区内の全世帯からの同意及び出資
  - 住民から「給油所と店舗を運営しても赤字になるのではないか」などの意見も聞かれたが、「自分達が利用すれば赤字にならない」などと粘り強く説得した結果、最終的に全世帯から1,000円の出資を得た
- ◆ 住民に対する継続的な呼びかけ
  - 協議会の役員会や地区の集会等で「隣の安い給油所で給油しても、移動距離を考えると費用に大差はない」など、住民に対して本事例の給油所での給油を呼びかけ

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは、約7kmを要する



## 取組の経緯

- ◆ 旧弥栄村内に2か所ある給油所のうち、1か所（JA）は地下タンクが老朽化しており、残る1か所（民間）は令和元年8月末での閉鎖を決定
- ◆ この閉鎖決定を受け、JAは、地域のためにはJAの給油所を存続させたい意向があったが、地下タンクの更新には膨大な費用が必要
- ◆ 地下タンク更新の際は、工事期間として約3か月を要することから、この間は休業状態（空白期間）となり、住民への燃料供給ができなくなる

## ポイント

- ◆ JA座談会における住民ニーズの把握
  - JA座談会で、JAと地域住民が意見交換を行い、給油所の存続を希望
  - 地域内に給油所を残す必要があるとの結論
- ◆ 閉鎖予定の給油所の活用により住民への燃料供給を維持
  - 閉鎖予定の民間給油所と交渉した結果、一時的に同給油所の施設を借りて営業することが可能となった
  - JAの地下タンク更新時に民間給油所の施設で営業することで、住民に対する燃料の供給を維持
- ◆ 浜田市に対する支援の要望
  - JAの地下タンク更新に当たり、浜田市に対して費用の支援を要望
  - 浜田市では現在対応を検討中

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは、約15kmを要する



# No. 7 【民間の給油所を森林組合が引き継ぎ運営】作州かがみの森林組合<岡山県鏡野町>

## 取組の経緯

- ◆ 平成10年頃に民間給油所が閉鎖を決定した際、当該給油所から当時の上齋原村森林組合（現「作州かがみの森林組合」）に対して給油所引継ぎの打診
- ◆ 森林組合の事業に必要な燃料の確保にメリットがあることから、平成11年に、民間給油所と土地・施設の賃貸借契約を締結し、給油所の運営を引き継ぎ
- ◆ 森林組合の事業拡大に伴う取り扱い燃料の増加や住民からの要望を踏まえ、土地・施設の買い取りや地下タンクの入替え（拡大）により、現在まで営業を継続

## ポイント

- ◆ **地域住民の要望と事業実施上でのメリットが合致**
  - 森林組合：事業に必要な燃料を自ら調達することにより経費削減
  - 地域住民：地域唯一の給油所の存続による利便性の確保
- ◆ **鏡野町からの除雪の請負**
  - 鏡野町から、燃料費込みの役務契約として除雪業務を受託
  - 除雪に必要な燃料を自ら調達することにより経費を削減し、採算性を確保
- ◆ **自動車整備、タイヤの販売**
  - 有資格者を配置し、自動車整備を行うことで地域の要望に応える
  - 冬季用タイヤを無料で預かることにより、タイヤの買い換えや交換作業を利用者に勧めることができ、採算性の確保に寄与

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは、約13kmを要する





# No. 8 【JAの給油所を有限会社が引き継ぎ運営】有限会社トムミルクファーム<広島県東広島市>

## 取組の経緯

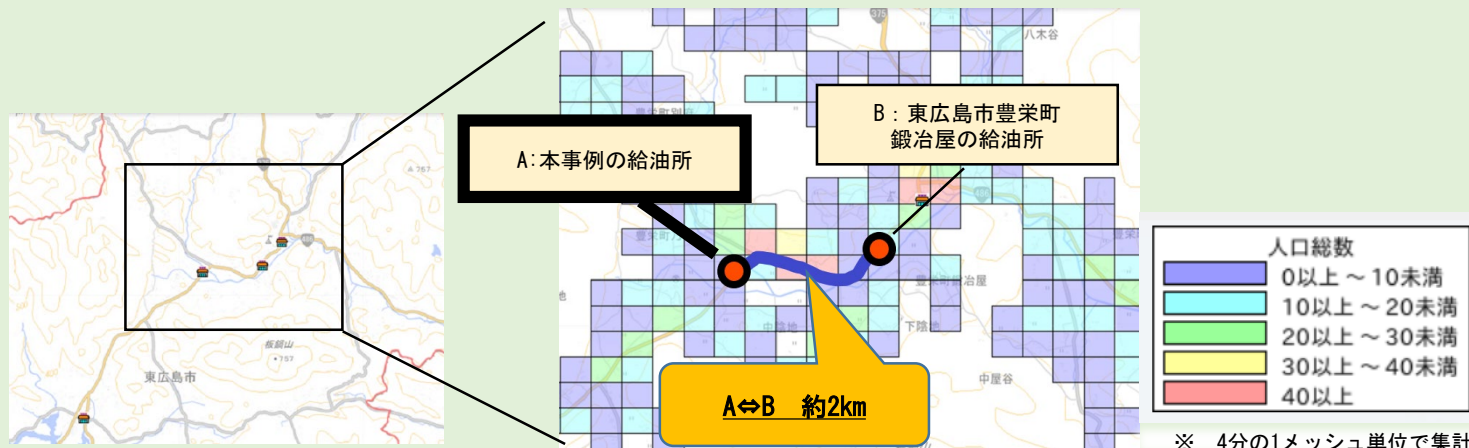
- ◆ JAは、地域内に1か所しかないJA給油所の平成28年10月中の閉鎖を決定
- ◆ 給油所を利用するJA組合員からの存続要望もあり、閉鎖の是非について再検討したが、**最終的には令和元年6月末での閉鎖が決定**
- ◆ 有限会社トムミルクファームの社長は、同社が給油所の最大の利用者であったことや、地域を持続させるためには給油所を閉鎖してはならないとの思いから、**給油所を引き継ぐことを決意**
- ◆ JAとの協議により、**建物及び地下タンクの無償譲渡**を受け、運営を継続

## ポイント

- ◆ **JA組合員の声を踏まえ、給油所の閉鎖が延長**
  - 給油所の閉鎖決定に対して、特にJA組合員の存続要望が強かったことから、地区総代全員の賛否を意見書としてJAに提出した結果、給油所閉鎖の是非について再検討
  - 最終的には令和元年6月末での閉鎖が決定したが、JAによる給油所の運営期間が、当初の閉鎖予定（平成28年10月）から延長されることとなった
- ◆ **JAとの協議により建物及び地下タンクを無償譲渡**
  - JAと協議した結果、JAが所有する建物及び地下タンクの無償譲渡が決定
  - 平成28年頃からJAが給油所閉鎖時の地下タンク撤去に備えて積み立てていた撤去費用も引き受け

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは、約2kmを要する



# No. 9 【村がJAから給油所を購入し住民に対する燃料供給を維持】西粟倉村<岡山県西粟倉村>

## 取組の経緯

- ◆ 村内に1か所しかない給油所（JA）が平成30年度末での閉鎖を決定
- ◆ 住民に対する燃料供給を維持するため、**西粟倉村が土地・施設を購入し**、給油所の引継ぎを決定
- ◆ 引継ぎに際して、JAとの協議により、住民に影響が出ないよう、**平成31年度（令和元年度）中は引き続きJAが運営を継続**
- ◆ 翌年度以降は、**指定管理者制度（外部委託）により給油所を運営**することで、給油所の機能は維持する予定

## ポイント

- ◆ **村が土地・施設を買い取り、指定管理者制度により運営予定**
  - 西粟倉村が土地・施設を買い取った背景は以下のとおり
    - i JAから給油所に係る土地・施設の買い取りの打診があった
    - ii **給油所はインフラとして維持しないといけないものであり、無くしてはならないという村長の意向**
    - iii 一旦村が土地・施設を買い取ったとしても、いずれ経営が安定すれば運営を民間に任せたいと考えているが、地元の土建業者やJAのOBへの聞き込みの結果、将来的には民間に運営を任せることも可能であると判断
    - iv 道の駅等の村有施設を運営している株式会社あわくらグリーンリゾートを、給油所の指定管理者とする前提で準備を進めている

## 本事例の給油所が存続されなかった場合

この給油所の周辺集落から近隣給油所までは約7kmを要する

